

2026.5.28

産業廃棄物処理業の法定耐用年数

Q

セミナーでのご質問

私は営業担当の社員です。

産業廃棄物処理業のお客様へ、油圧ショベルやブルドーザを販売することがあります。以前、そのお客様ではこれらの機械を「法定耐用年数17年」で減価償却していましたが、現在は顧問税理士の指導により「8年」で償却していると聞いています。一方で、建設業のお客様からは「法定耐用年数は6年」と聞いたこともあります。同じ油圧ショベルやブルドーザでも、業種によって耐用年数が異なるのでしょうか。産業廃棄物処理業の場合、正式には「8年」でよいのか教えてください。

A

キド先生からの回答

はい、産業廃棄物処理業で使用する油圧ショベルやブルドーザの法定耐用年数は、現在は「8年」とされています。法定耐用年数は、財務省令で定められており、機械装置については「どの業種で使用するか」によって法定耐用年数が異なります。そのため、同じ油圧ショベルやブルドーザであっても、建設業で使用する場合と、産業廃棄物処理業で使用する場合は、法定耐用年数が変わります。一般的な機械装置の法定耐用年数は、使用する業種ごとに、次のように法律で定められております。

番号	設備の種類	細目	耐用年数	
25	農業用設備		7年	
26	林業用設備		5年	
29	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業用設備	杭井設備	3年
			掘さく設備	6年
			その他の設備	12年
			その他の設備	6年
30	総合工業用設備		6年	

ご質問の「産業廃棄物処理業」については、上記の区分には該当せず、「前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」における「その他の設備」の「その他のもの」に区分されます。この「その他」の区分に該当する機械装置の法定耐用年数は、次の通り「8年」と定められております。

55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	機械式駐車設備	10年	
		ブルドーザー、パワーショベル その他の自走式作業用機械設備	8年	
		その他の設備	主として金属製のもの	17年
			その他のもの	8年

キド先生からのコメント

以前は、産業廃棄物処理業で使用する油圧ショベルやブルドーザなど、「その他」の区分に該当する機械装置については、法定耐用年数が「17年」として定められておりましたが、制度改正により、現在では「8年」と規定されています。詳しくは顧問税理士へご確認ください。

